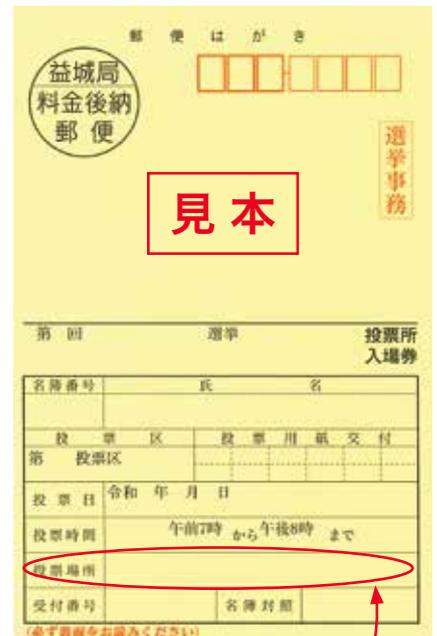


投票日当日の投票所（県議選、町議選共通）

投票区	投票所	区域
1	公民館飯野分館	砥川、新川、下鶴、飯田、土山、本土山、小池秋永
2	木崎公民館	赤井、木崎、五楽、中尾
3	東無田公民館	東無田、櫛島、下原
4	広崎1町内公民館	広崎1町内
5	広崎公民館	広崎2町内
6	広崎3町内公民館	広崎3町内
7	広崎4町内公民館	広崎4・5町内 (ウインズ広安地区を除く)
8	大峯公民館	小峯、ウインズ広安地区
9	古閑第二公民館	古閑
10	福富公民館	福富
11	保健福祉センター	惣領1～4町内
12	馬水南公民館	馬水北・馬水南
13	安永1・2町内公民館	安永1・2町内
14	安永3町内公民館	安永3・4町内
15	役場仮設庁舎	市ノ後団地、辻の城団地、辻団地、黒石崎、木山下辻団地
16	公民館きやま座	下寺中灰塚、寺迫、上町、下町、蛭子町、市ノ後、宮園
17	公民館福田分館	畑中、谷川、田中、福原、南、内寺
18	川内田公民館	川内田、袴野
19	平田中公民館	柳水、平田
20	公民館津森分館	上陳、堂園、田原、下陳
21	上小谷公民館	杉堂、小谷、高遊原自衛隊
22	寺中公民館	寺中
23	北向公民館	北向

投票日当日の投票の注意事項

- ・ 事前に送付する「投票所入場券」の投票場所に記載されている投票所で投票してください。



ここを確認

- ・ 投票所入場券をご持参ください。ただし、投票所入場券をなくした場合でも投票できます。左表を参考に、住んでいる区域の投票所で係員に申し出てください。
- ・ 熊本地震以降、投票所入場券が届かない人が増えています。郵便の転送届は、1年ごとに更新する必要があります。転送を届け出ているのに投票所入場券が届かない人は、郵便局にお尋ねください。

